

## 他自治体の条例

（目次）	（ページ）
○ 千葉県	1
○ 愛知県	4
○ 岡山県	7
○ 大阪府	10
○ 和歌山県	12
○ 横浜市	14

# 千葉県子どもを虐待から守る条例

## 目次

### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第十三条）

#### 第二章 発生予防、早期発見及び早期対応（第十四条—第十九条）

#### 第三章 援助及び支援（第二十条—第二十五条）

#### 第四章 人材の育成等（第二十六条—第二十八条）

### 附則

将来を担う子どもたちは、何ものにも代え難い社会の財産である。

しかしながら、子どもが一番頼りにしている保護者などから理不尽な虐待を受けるという事例が跡を絶たず、尊い命を落とすという痛ましい事件も発生している。

虐待から子どもを守り、健やかに育てていくことは、全ての県民に課せられた使命である。

全ての子どもが虐待から守られ、幸せを実感しながら成長できる千葉県を目指し、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、県、県民及び保護者の責務並びに市町村及び関係機関等の役割等を明らかにするとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、市町村、県民、保護者等と共に当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。）第二条各号列記以外の部分に規定する児童をいう。

二 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。

三 保護者 法第二条各号列記以外の部分に規定する保護者をいう。

四 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

### （基本理念）

第三条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、何人も、虐待を決して許してはならない。

2 子どもを虐待から守るに当たっては、子どもの生命を守ることを最優先とし、子どもの利益を最大限に考慮しなければならない。

3 子どもを虐待から守ることに関する施策及び取組は、子どもの尊厳を重んじ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて実施されなければならない。

### （県の責務）

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する施策（以下「虐待防止施策」という。）を策定し、及び実施するとともに、必要な体制を整備しなければならない。

2 県は、市町村が実施する子どもを虐待から守ることに関する施策（以下「市町村の施策」という。）及び関係機関等が実施する子どもを虐待から守ることに関する取組（以下「関係機関等の取組」という。）について必要な支援を行うものとする。

### （県民の責務）

第五条 県民は、虐待を受けた子ども（虐待を受けたと思われる子どもを含む。以下第二章において同じ。）を発見した場合は、速やかに通告（法第六条第一項の規定による通告をいう。以下同じ。）しなければならない。

2 県民は、基本理念にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する理解を深めるよう努めるものとする。

3 県民は、基本理念にのっとり、虐待防止施策、市町村の施策及び関係機関等の取組に協力するよう努めるものとする。

### （保護者の責務）

第六条 保護者は、虐待を決して行つてはならない。

2 保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについての第一義的責任を有することを認識するとともに、子育てに関する悩みがあるときは、県、市町村その他子育ての支援を行なう者に相談又は助言その他の支援を受けるなどして、子どもが健やかに成長することができるよう努めなければならない。

### （市町村の役割）

第七条 市町村は、基本理念にのっとり、必要に応じて県及び関係機関等と連携し、市町村の施策の推進に努めるものとする。

### （関係機関等の役割）

第八条 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めるものとする。

2 関係機関等は、基本理念にのっとり、必要に応じて県、市町村及び他の関係機関等と連携し、関係機関等の取組の推進に努めるものとする。

(地域における取組)

第九条 地域で生活し、又は活動する者は、基本理念にのっとり、子どもを虐待から守るため、相互に助け合い、子育てに関する情報の提供その他の取組を実施するよう努めるものとする。

(連携及び協働)

第十条 県は、虐待防止施策を実施するに当たっては、必要に応じて、市町村及び関係機関等と連携し、並びに県民及び地域において子育てに関する支援及び子どもを虐待から守ることに関する活動に取り組む団体等の協力を求めるものとする。

(基本計画)

第十一条 知事は、虐待防止施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を定めるものとする。

2 前項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子どもを虐待から守ることに関する目標及び虐待防止施策についての基本的な方針
- 二 前号に掲げるもののほか、虐待防止施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(啓発活動等)

第十二条 県は、県民に対し、虐待に関する県民の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

2 県は、教育機関等において、虐待の防止に関する教育又は啓発活動を推進するものとする。

3 虐待の防止に関する県民の理解を深めるため、毎年十一月を児童虐待防止推進月間とする。

(公表)

第十三条 知事は、毎年度、虐待防止施策の実施状況について公表するものとする。

2 知事は、前項の規定による実施状況をとりまとめるに当たって、市町村及び関係機関等に対して必要な報告を求めることができる。

## 第二章 発生予防、早期発見及び早期対応

(虐待の発生予防のための施策及び支援)

第十四条 県は、虐待の発生予防に資するため、子育て家庭への情報の提供その他の子育て支援に関する施策を実施するものとする。

2 県は、母子保健に関する施策が虐待の発生予防及び早期発見に資することに留意し、市町村が実施する母子保健に関する施策について必要な支援を行うものとする。

(早期発見のための環境整備)

第十五条 県は、虐待を早期に発見できるよう、市町村及び関係機関等と十分な連携を図るものとする。

2 県は、虐待を受けた子どもを発見した者にとって通告しやすく、かつ、虐待を受けた子どもの家族その他の者にとって相談しやすい環境を整備するものとする。

(通告に係る対応等)

第十六条 児童相談所（県が設置するものに限る。）の長（以下「児童相談所長」という。）は、通告又は虐待に係る相談があった場合には、子どもの生命を守ることを最優先に行動しなければならない。

2 児童相談所長は、通告があった場合には、直ちに当該通告の内容に係る調査を行い、速やかに当該通告に係る子どもとの面会、面談等の方法により、法第八条第二項各号列記以外の部分に規定する安全の確認を行うための措置（以下「安全確認措置」という。）を講ずるものとする。

3 前項に規定する子どもの保護者は、安全確認措置に協力しなければならない。

4 児童相談所長は、安全確認措置を講ずるに当たっては、必要に応じて、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理し、又は所有する者その他子どもの安全の確認のために必要な者に対し、協力を求めるものとする。

5 児童相談所長は、虐待に係る相談があった場合には、当該相談の内容に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該相談に係る子どもの安全を確認するものとする。

(通告に係る体制の整備)

第十七条 県は、通告を常時受けることができる体制を整備するものとする。

2 県は、通告又は虐待に係る相談を行った者及び安全確認措置に協力した者に不利益が生じないよう、必要な配慮をしなければならない。

(安全の確認及び確保に関する協力要請)

第十八条 知事は、法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問、法第九条の三第一項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問をさせるに際し、必要があると認めるときは、警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関し協力を求めるものとする。

2 児童相談所長は、法第八条第二項各号列記以外の部分の規定による安全の確認を行おうとする場合、又は同項第一号の規定による一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合において、必要があると認めるときは、警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関し協力を求めるものとする。

(情報の共有)

第十九条 県は、通告に係る子どもの安全の確保のために必要があると認めるときは、当該通告に係る市町村及び関係機関等（児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会を構成する者に限る。）と当該子ども及びその家庭に関わる情報を共有し、及び活用することができる。

第三章 援助及び支援

(虐待を受けた子どもに対する援助)

第二十条 県は、虐待を受けた子どもが虐待から守られ、かつ、良好な家庭的環境で生活できるようにするとともに、当該子どもの心身の健康の回復を図るために、当該子どもに対し、年齢、心身の状況等を十分考慮した援助を行うものとする。

2 県は、虐待を受けた子どもが保護者となったときに良好な家庭環境を形成するよう、当該子どもに対し、その成長の過程において必要な援助を行うものとする。

(保護者に対する支援)

第二十一条 県は、市町村又は関係機関等と連携し、虐待を行った保護者が良好な家庭環境を形成し、及び再び虐待を行わないよう、当該保護者に対し、必要な支援を行うものとする。

2 県は、虐待を受けた子どもの心身の健康の回復を図るために、当該子どもの保護者に対し、必要な支援を行うものとする。

(医療機関の連携協力体制の整備)

第二十二条 県は、虐待を受けた子どもがその心身の状況に応じた適切な医療を受けることができるよう、医療機関の連携協力体制の整備に努めるものとする。

(社会的養護の充実)

第二十三条 県は、虐待を受けた子どもに対する社会的養護の充実を図るために、乳児院、児童養護施設その他施設の確保及び当該施設における家庭的な養育環境の推進並びに里親制度の普及啓発、里親の養成その他の家庭養護の推進に努めるものとする。

(子ども自身による安全確保への支援)

第二十四条 県は、子どもが虐待から自らの安全を確保できるようにするために、子どもに対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(自立支援の充実)

第二十五条 県は、児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託又は児童養護施設への入所その他の虐待を受けた子どもについて採られた県の措置について、当該県の措置を解除された者が円滑に社会で自立することができるよう、

必要な支援を行うものとする。

第四章 人材の育成等

(人材の育成)

第二十六条 県は、県、市町村及び関係機関等における人材の育成を図るために、専門的な知識及び技術の習得並びに心身の健康の保持に関する研修等を実施するものとする。

2 県は、地域における子どもと家庭を支える活動を促進するため、市町村及び関係機関等と連携し、地域において子育てに関する支援及び子どもを虐待から守ることに関する活動に取り組む団体等の育成に努めるものとする。

(要保護児童対策地域協議会への支援)

第二十七条 県は、児童福祉法第二十五条の二第一項の規定により市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の運営の充実を図るために、必要な支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第二十八条 県は、虐待防止施策等を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

# 愛知県子どもを虐待から守る条例

## 目次

### 前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 予防（第十三条）

第三章 早期発見及び早期対応（第十四条—第十八条）

第四章 援助、指導及び支援（第十九条—第二十三条）

第五章 人材の育成等（第二十四条—第二十六条）

### 附則

次代の社会を担う子どもは、かけがえのない存在であり、全ての子どもが安心して暮らせる環境を整備することは、社会全体の責務である。

しかし、家庭環境の多様化、地域社会における人間関係の希薄化、経済状況の変化などから、家庭や地域社会における養育機能が低下し、子どもに対する虐待が後を絶たず、子どもを死に至らしめる事件も発生している。

また、虐待を受けた子どもが、適切なケアを受けないまま成長し、次の世代に虐待が連鎖する懸念も指摘されている。

子どもに対する虐待は、重大な人権の侵害であり、理由のいかんにかかわらず、決して許されないことである。私たちは、深い理解と愛情を持って子どもを育てていかなければならない。

こうした認識の下、私たちは、社会全体として、子どもを虐待から守り、その健やかな成長を支えることを目指し、ここにこの条例を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、県、市町村、県民、保護者等が一体となって、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。）第二条に規定する児童をいう。

二 保護者 法第二条に規定する保護者をいう。

三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。

四 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

#### (基本理念)

第三条 虐待は、子どもに対する著しい人権の侵害であり、決して許されないものであるとの認識の下に、社会全体でその防止が図られなければならない。

2 子どもを虐待から守ることに関する施策の実施に当たっては、子どもの命を守ることを最優先とし、子どもの最善の利益を考慮しなければならない。

3 子どもを虐待から守るための取組は、子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて行われなければならない。

#### (県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村が実施する子どもを虐待から守ることに関する施策を支援するよう努めなければならない。

#### (市町村の役割)

第五条 市町村は、県及び関係機関等と連携を図りながら、子どもを虐待から守ることに関する施策の推進に努めるものとする。

#### (県民の役割)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、虐待のない地域づくりに積極的な役割を果たすよう努めるとともに、県及び市町村が実施する子どもを虐待から守ることに関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (保護者の責務)

第七条 保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについての第一義的責任を有することを認識し、子どもが健やかに成長することができるよう努めなければならない。

#### (関係機関等の役割)

第八条 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士その他の医療関係者は、健康診査、診療、保健指導等の機会を通じ、虐待の予防に努めるものとする。  
(連携及び協働)

第九条 県は、子どもを虐待から守ることに関する施策の実施に当たっては、児童相談センター及び児童・障害者相談センター（以下「児童相談センター等」という。）、福祉事務所（県の設置するものに限る。以下同じ。）、県警察本部（警察署を含む。以下同じ。）、市町村並びに関係機関等の連携の確保に努めるとともに、必要に応じ、県民、関係機関等及び地域において子どもを虐待から守ることに関する活動に取り組む団体の協力を求めるものとする。

(基本計画)

第十条 知事は、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を定めるものとする。

- 2 前項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。  
一 子どもを虐待から守ることに関する目標及び施策についての基本的な方針  
二 妊娠期からの総合的な子育て支援に関する事項  
三 前二号に掲げるもののほか、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(年次報告)

第十一條 知事は、毎年度、子どもを虐待から守ることに関する施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

- 2 知事は、前項の報告書を作成するに当たっては、市町村及び関係機関等に対し、必要な報告を求めることができる。

(啓発活動)

第十二条 県は、県民に子どもを虐待から守ることの趣旨の周知徹底を図るため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

## 第二章 予防

第十三条 県は、虐待の予防に資するため、妊婦及びその家族に対する相談の実施、子育て家庭に対する情報の提供その他の子育て支援に関する施策を実施するものとする。

- 2 県は、虐待の予防に資するため、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業その他の市町村（名古屋市を除く。）及び関係機関等が行う子育て支援に関する業務について、必要な支援を行うものとする。

## 第三章 早期発見及び早期対応

(早期発見)

第十四条 県は、虐待を早期に発見することができるよう、虐待を受けた子ども（虐待を受けたと思われる子どもを含む。以下この章において同じ。）を発見した者にとって通告しやすく、かつ、虐待を受けた子どもに係る家庭その他の者にとって相談しやすい環境づくりに努めなければならない。

(通告に係る対応等)

第十五条 児童相談センター等の長は、虐待を受けた子どもを発見した者から通告があった場合には、直ちに当該通告の内容に係る調査を行い、当該通告を受けてから少なくとも四十八時間以内に面会その他の手段により当該子どもを直接目視することを基本として、法第八条第二項の安全の確認を行うための措置（以下「安全確認措置」という。）を講ずるものとする。

- 2 虐待を受けた子どもの保護者及び同居人は、前項の規定により児童相談センター等の長が講ずる安全確認措置に協力しなければならない。  
3 児童相談センター等の長は、第一項の規定により安全確認措置を講ずるに当たっては、必要に応じ、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理し、又は所有する者その他子どもの安全の確認のために必要な者に対し、協力を求めるものとする。

- 4 前項の規定により児童相談センター等の長から協力を求められた者は、第一項の規定による安全確認措置に協力するよう努めるものとする。

(通告等に係る体制の整備等)

第十六条 県は、虐待を受けた子どもを発見した者からの通告を常時受け取ることができる体制の整備に努めなければならない。

- 2 県は、虐待を受けた子どもに係る通告又は相談を行った者及び安全確認措置に協力した者に必要な配慮をしなければならない。

(安全の確認及び確保に関する協力)

第十七条 知事は、法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問、法第九条の三第一項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問をさせるに際し必要があると認めるときは、警察本部長若しくは警察

署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関し協力を求めるものとする。

2 児童相談センター等の長は、児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護を行うに際し必要があると認めるときは、警察本部長若しくは警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関し協力を求めるものとする。  
(情報の共有)

第十八条 県は、虐待の早期発見及び早期対応のため、児童相談センター等、福祉事務所、県警察本部その他の県の関係機関相互間並びに市町村及び関係機関等との間における虐待に関する情報の共有を図るための連携協力体制の整備に努めるものとする。

#### 第四章 援助、指導及び支援

(虐待を受けた子どもに対する援助)

第十九条 県は、虐待を受けた子どもが虐待から守られ、かつ、良好な家庭的環境で生活できるようにするとともに、虐待を受けた子どもの心身の回復を図るために、虐待を受けた子どもに対し、年齢、心身の状況等を十分考慮した援助を行うものとする。

(虐待を受けた子どもの保護者に対する指導及び援助)

第二十条 県は、虐待を受けた子どもの保護者が良好な家庭環境を形成し、及び二度と虐待を行わないようにするとともに、虐待を受けた子どもの心身の回復を図るために、当該保護者に対し、必要な指導及び援助を行うものとする。

(医療機関の連携協力体制の整備)

第二十一条 県は、虐待を受けた子どもがその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、医療機関の連携協力体制の整備に努めるものとする。

(社会的養護の充実)

第二十二条 県は、虐待を受けた子どもに対する社会的養護の充実を図るために、乳児院、児童養護施設等の確保及び養育里親の養成その他の家庭的養護の推進に努めるものとする。

(子ども自身による安全確保への支援)

第二十三条 県は、子どもが虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするために、子どもに対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

#### 第五章 人材の育成等

(人材等の育成)

第二十四条 県は、市町村及び関係機関等の子どもを虐待から守ることに寄与する人材の育成を図るために、子どもを虐待から守ることに係る専門的な知識及び技術の修得に関する研修等を行うものとする。

2 県は、地域における子どもを虐待から守ることに関する活動を促進するため、地域において子どもを虐待から守ることに関する活動に取り組む団体等の育成に努めるものとする。  
(要保護児童対策地域協議会への支援)

第二十五条 県は、市町村（名古屋市を除く。）が設置する児童福祉法第二十五条の二第一項の要保護児童対策地域協議会の運営の充実を図るために、必要な支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第二十六条 県は、子どもを虐待から守ることに関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 県は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 岡山県子どもを虐待から守る条例

### 目次

前文

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 予防（第十二条）

第三章 早期発見及び早期対応（第十三条—第十七条）

第四章 援助、指導及び支援（第十八条—第二十条）

第五章 人材の育成等（第二十一条—第二十四条）

附則

子どもは社会の宝、活力の源、未来への希望であり、全ての子どもが安心して暮らせる環境を整備することは、社会全体の責務である。

しかし、核家族化、少子化の進行、近隣との人間関係の希薄化等に伴い、家庭や地域における子育て力が低下し、子どもの虐待が複雑・深刻化している。

子どもに対する虐待は、著しい人権の侵害であり、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすものであり、決して許されないことである。

こうした認識に立ち、虐待防止体制を充実し、早期発見から再発防止を図るとともに、虐待を受けた子どもに対し適切な援助等を行い、その健やかな成長を支え、虐待の連鎖を断つことを目指し、ここにこの条例を制定する。

### 第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、県、市町村、県民、保護者等が一体となって、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 子ども 儿童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。）第二条に規定する児童をいう。

二 保護者 法第二条に規定する保護者をいう。

三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。

四 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他の業務上子どもの福祉に関係のある機関及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、

看護師、歯科衛生士、弁護士その他の職務上子どもの福祉に關係のある者をいう。

（基本理念）

第三条 虐待は、子どもに対する著しい人権の侵害であり、決して許されないものであるとの認識の下に、社会全体でその防止が図られなければならない。

2 子どもを虐待から守ることに関する施策の実施に当たっては、子どもの生命を守ることを最優先とし、子どもの最善の利益が考慮されなければならない。

3 子どもを虐待から守るための取組は、子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて取り組まれなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する施策（以下「児童虐待防止施策」という。）を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村が実施する児童虐待防止施策を支援するよう努めなければならない。（市町村の役割）

第五条 市町村は、児童虐待防止施策の推進に努めるとともに必要な体制を整備し、県及び関係機関等との連携に努めるものとする。

（県民の役割）

第六条 県民は、基本理念にのっとり、虐待のない地域づくりに積極的な役割を果たすよう努めるとともに、県及び市町村が実施する児童虐待防止施策に協力するよう努めるものとする。

（保護者の責務）

第七条 保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについての第一義的責任を有することを認識し、子どもが心身ともに健やかに成長することができるよう努めなければならない。

（関係機関等の役割）

第八条 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めるものとする。

2 関係機関等のうち医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士その他の医療関係者は、健康診査、診療、保健指導等の機会を通じ、子育てに関する保護者への助言等による虐待の予防に努めるものとする。

（連携及び協働）

第九条 県は、児童虐待防止施策の実施に当たっては、市町村、県が設置する保健所、児童相談所、福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）、警察本部（警察署を含む。以下同じ。）及び関係機関の連携の確保に努めるとともに、必要に応じ、県民、関係機関等並びに地域において子どもの家庭的養護を担う里親及び里親の会のほか、虐待を予防する活動に取り組む団体の協力を求めるものとする。

#### (行動計画)

- 第十条 知事は、毎年度、県が重点的に取り組むべき児童虐待防止施策に関する行動計画を策定するとともに、その実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。
- 2 知事は、前項の行動計画の策定に当たっては、関係機関等に対し、児童虐待防止施策に関する必要な報告を求めることができる。

#### (啓発活動)

- 第十一条 県は、子どもの虐待に関する県民の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

#### 第二章 予防

- 第十二条 県は、虐待予防に資するため、妊婦及びその家族に対する相談対応の実施、子育て家庭に対する情報の提供その他の子育て支援に関する施策を実施するものとする。
- 2 県は、虐待予防に資するため、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業その他の市町村（岡山市を除く。第二十三条において同じ。）及び関係機関等が行う子育て支援に関する業務について、必要な支援を行うものとする。

#### 第三章 早期発見及び早期対応

##### (早期発見)

- 第十三条 県は、虐待を早期に発見することができるよう、虐待を受けた子ども（虐待を受けたと思われる子どもを含む。以下この章において同じ。）を発見した者が通告しやすく、かつ、虐待を受けた子どもに係る家族その他の者が相談しやすい環境づくりに努めなければならない。

##### (通告に係る対応等)

- 第十四条 児童相談所長（県が設置する児童相談所の長に限る。以下同じ。）は、虐待を受けた子どもを発見した者から通告があった場合には、直ちに当該通告の内容に係る調査を行い、当該通告を受けてから少なくとも四十八時間以内に面会その他の手段により当該子どもを直接目視することを原則とした法第八条第二項の安全の確認を行うための措置（以下「安全確認措置」という。）を講ずるものとする。
- 2 虐待を受けた子どもの保護者及び同居人は、安全確認措置に協力しなければならない。
- 3 児童相談所長は、安全確認措置を講ずるに当たっては、必要に応じ、市町村の職員、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、虐待を受けた子どもが生活する住宅を管理し、又は所有する者その他子どもの安全の確認のためにその協力が必要な者に対し、協力を求めるものとする。
- 4 前項の規定により児童相談所長から協力を求められた者は、安全確認措置に協力するよう努めるものとする。

#### (通告等に係る体制の整備等)

- 第十五条 県は、虐待を受けた子どもを発見した者からの通告を常時受けることができる体制の整備に努めなければならない。
- 2 県は、虐待を受けた子どもに係る通告又は相談を行った者及び安全確認措置に協力した者に必要な配慮をしなければならない。

##### (安全の確認及び確保に関する協力)

- 第十六条 知事は、法第九条第一項の規定による立入調査等、法第九条の三第一項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問をさせるに際し必要があると認めるときは、警察本部長若しくは警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関し協力を求めるものとする。
- 2 児童相談所長は、児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護を加えるに際し必要があると認めるときは、警察本部長若しくは警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関し協力を求めるものとする。

##### (情報の共有)

- 第十七条 県は、虐待の早期発見及び早期対応のため、保健所、児童相談所、福祉事務所、警察本部その他の県の関係機関（以下この条において「県の関係機関」という。）、市町村及び関係機関等との間並びに県の関係機関相互間における虐待に関する情報の共有を図るための連携協力体制の整備に努めるものとする。

#### 第四章 援助、指導及び支援

##### (虐待を受けた子どもに対する援助)

- 第十八条 県は、虐待を受けた子どもが虐待から守られ、かつ、良好な家庭的環境で生活できるようになるとともに、虐待を受けた子どもの心身の回復を図るために、虐待を受けた子どもに対し、保健、医療、福祉、教育等の専門家の連携により、年齢、心身の状況等を十分考慮した援助を行うものとする。

##### (虐待の連鎖を断つ援助)

- 第十九条 県は、虐待を受けた子どもが親となったとき、虐待を行うことのないよう、その成長過程において適切な予防的ケアを受けることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、虐待を受けた子どもの保護者が良好な家庭環境を形成することができるよう、当該保護者に対し、親子の再統合に向けた必要な指導及び援助を行うものとする。
- 3 県は、虐待を受けた子どもに対する社会的養護の充実を図るために、乳児院、児童養護施設等において子どもたちがより家庭的な環境で生活できるよう施設職員の資質向上に取り組むものとする。
- 4 県は、家庭的養護を推進するため、里親制度の普及啓発を図るとともに、養育里親又は専門里親の養成、一時里親制度の充実等に努めるものとする。

##### (子ども自身による安全確保への支援)

- 第二十条 県は、子どもが虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするために、子

どもに対し、教育、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

#### 第五章 人材の育成等

##### (人材等の育成)

第二十一条 県は、市町村及び関係機関等において子どもを虐待から守ることに寄与する人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の修得に関する研修等を行うものとする。

2 県は、地域における子どもを虐待から守ることに関する活動を促進するため、当該活動に取り組む団体等の育成に努めるものとする。

##### (調査研究)

第二十二条 県は、子どもを虐待から守る取組をより効果的に推進するための方策について調査研究を行うものとする。

##### (要保護児童対策地域協議会への支援)

第二十三条 県は、市町村が設置する児童福祉法第二十五条の二第一項の要保護児童対策地域協議会の運営の充実を図るため、必要な支援を行うものとする。

##### (財政上の措置等)

第二十四条 県は、児童虐待防止施策を推進するため必要な財政上の措置及び体制の整備に努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

## ○大阪府子どもを虐待から守る条例

平成二十二年十二月二十二日  
大阪府条例第百五号

大阪府子どもを虐待から守る条例を公布する。

### 大阪府子どもを虐待から守る条例

未来を担う子どもが心豊かに育つためにも、家庭や学校、地域が連携し一体となって、子どもを虐待から守る環境づくりに努めなければならない。すべての子どもの健やかな発育を保障することは、社会全体の責任である。

しかしながら、貧困が広がり、地域のつながりが希薄になることで、子どもへの虐待は後を絶たず、子どもの身体と心に大きな傷を残し、死に至らしめる事件も少なからず発生している。

子どもへの虐待は、理由の如何に関わらず許されないことであり、子どもに対する著しい人権侵害であること自覚しなければならない。

私たちは、未来を担う子どもを虐待から守り、心豊かに育つ環境づくりのために地域の力を結集することをめざし、この条例を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、府の責務を明らかにするとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、市町村や府民、保護者等とともに、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。)第二条に規定する児童をいう。

二 保護者 法第二条に規定する保護者をいう。

三 虐待 法第二条に規定する児童虐待及び経済的虐待(保護者がその管理に属しない子どもの財産を不当に処分することをいう。以下同じ。)をいう。

四 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者をいう。

#### (基本理念)

第三条 虐待は、子どもに対する著しい人権の侵害であり、何人も、虐待を決して許してはならない。

2 子どもを虐待から守るに当たっては、子どもの利益を最大限に配慮しなければならない。

3 府民全体として、子どもの尊厳を守り、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて取り組まなければならない。

### (府の責務)

第四条 府は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する施策(以下「虐待防止施策」という。)を策定し、これを実施しなければならない。

2 府は、子どもを虐待から守るために、子ども家庭センターの体制を毎年検証し、きめ細かな対応ができる体制及び施設の整備をしなければならない。

3 府は、子どもを虐待から守るために、医師、弁護士等専門的な知識を有する者と協力し、府が常に必要な助言又は援助を受けることができる体制の整備に努めなければならない。

4 府は、虐待防止施策を実施するに当たっては、市町村及び関係機関等と連携し、並びに府民及び虐待の防止に取り組む地域の団体の協力を得るものとする。

5 府は、市町村(大阪市及び堺市を除く。以下同じ。)が実施する子どもを虐待から守ることに関する施策(以下「市町村の施策」という。)を支援するよう努めなければならない。

#### (府民との協働)

第五条 府は、府民に対して子どもを虐待から守ることに関する理解の促進に努め、府民は、虐待防止施策、市町村の施策及び関係機関等の取組に協力するよう努めるものとする。

#### (保護者との協働)

第六条 府は、保護者に対して自らが子育てについての第一義的責任を有することの認識を深めさせ、保護者は、子どもの心身の健全な成長及び発達に努めるものとする。

#### (関係機関等との協働)

第七条 府は、市町村と連携し、関係機関等が行う子どもを虐待から守ることに関する取組(以下「関係機関等の取組」という。)について必要な支援を行うものとする。

2 府は、関係機関等に対し、府が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について協力を求めるものとする。

#### (基本計画)

第八条 知事は、虐待防止施策を総合的かつ計画的に推進するため、大阪府子ども条例(平成十九年大阪府条例第五号)第十条第一項に基づき策定する計画に、次に掲げる事項を盛り込まなければならない。

一 子どもを虐待から守ることに関する目標及び虐待防止施策についての基本的な方針  
二 前号に掲げるもののほか、虐待防止施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

#### (年次報告)

第九条 知事は、毎年、虐待防止施策及び市町村の施策の実施状況について、報告書を作成し、公表しなければならない。

2 知事は、前項の報告書を作成するに当たっては、市町村及び関係機関等に対して必要な報告を求めるものとする。

#### (啓発活動)

第十条 府は、子どもを虐待から守ることに関する府民の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

## 第二章 予防

- 第十一条 府は、虐待を未然に防止するため、市町村及び関係機関等と連携して子育てに関する支援を行うよう努めるものとする。
- 2 府は、虐待を未然に防止するため、市町村と連携し、子どもの虐待を防止するための人権教育の推進に努めなければならない。
- 3 府は、虐待を未然に防止するため、市町村及び関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務について、専門的な知識及び技術の提供その他必要な支援を行うものとする。

## 第三章 早期発見及び早期対応

### (早期発見)

第十二条 府は、子どもに対する虐待が早期に発見できるよう、市町村及び関係機関等との連携を十分図るとともに、子育てを見守る地域社会で、虐待の早期発見と防止のネットワークを確立できるよう必要な支援を行うものとする。

### (通告等に係る対応)

第十三条 子ども家庭センター所長は、虐待(経済的虐待を除く。以下この項において同じ。)を受けた子ども(虐待を受けたおそれのある子どもを含む。以下この章において同じ。)を発見した者からの通告があった場合には、直ちに当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、通告を受けてから少なくとも四十八時間以内に当該子どもを直接目視することを基本として、面会、面談等の方法により、当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けた子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の虐待を受けた子どもの保護者及び保護者以外の同居人は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。
- 3 府は必要に応じ、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理する者その他児童の安全確認のために必要な者に対し、協力を求めるものとする。
- 4 前項により、府から協力を求められた者は、安全確認に協力するよう努めるものとする。

### (通告等に係る体制の整備等)

第十四条 府は、市町村及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けた子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けた子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の整備に努めなければならない。

2 府は、前項の通告を行った者又は相談を行った者に不利益が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすい環境づくりに努めなければならない。

### (安全の確保のための協力)

第十五条 子ども家庭センター所長は、法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問、法第九条の三第一項の規定による臨検若しくは捜索及び同条第二項の規定による調査若しくは質問又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護を行うに際し、必要があると認めるときは、警察及び市町村に対し、子どもの安全の確認及び確保のための協力を求めるものとする。

## (情報の共有)

第十六条 府は、子どもの安全の確保のために必要があると認めるときは、市町村及び関係機関等と通告に係る子ども及びその家庭に関する情報を共有し、活用することができる。

## 第四章 保護及び支援

### (虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)

第十七条 府は、市町村及び関係機関等と連携し、虐待を受けた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な発達を促進するためのケアプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。

### (虐待を行った保護者への援助等)

第十八条 府は、市町村及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもの良好な関係を再構築するための援助の徹底等に努めなければならない。

### (子ども自身による安全確保への支援)

第十九条 府は、子どもが虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするために、市町村及び関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するよう努めるものとする。

## 第五章 人材等の育成

### (人材等の育成)

第二十条 府は、市町村及び関係機関等における人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の修得に関する研修等を実施するものとする。

2 府は、地域における子どもと家庭を支える活動を促進するため、市町村及び関係機関等と連携し、子育てに関する支援及び虐待の防止に取り組む地域の団体等の育成に努めるものとする。

### (要保護児童対策地域協議会への支援)

第二十一条 府は、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会(児童福祉法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。)の運営の充実を図るために、必要な支援を行うものとする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成二十三年二月一日から施行する。

### (大阪府附属機関条例の一部改正)

2 大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。  
第1条第1号の表大阪府子ども施策審議会の項中「子ども施策」の下に、「(大阪府子どもを虐待から守る条例(平成22年大阪府条例第105号)第4条第1項に規定する虐待防止施策を含む。)」を加える。

## 読み上げる

### ○和歌山県子どもを虐待から守る条例

平成20年7月4日  
条例第43号

和歌山県子どもを虐待から守る条例をここに公布する。

和歌山県子どもを虐待から守る条例

#### 目次

前文

第1章 総則(第1条—第11条)

第2章 予防(第12条)

第3章 早期発見及び早期対応(第13条—第16条)

第4章 指導及び援助(第17条・第18条)

第5章 人材等の育成(第19条・第20条)

第6章 和歌山県子どもを虐待から守る審議会(第21条—第26条)

#### 附則

子どもは、私たちの大切な宝であり、かけがえのない存在である。子どもには、一人の人間として生きていくための当然の権利がある。子どもは、その権利が保障される中で健やかに成長していくことが大切である。

しかしながら、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、子どもの権利が脅かされることが増えている。なかでも、虐待は、子どもに対する著しい人権の侵害であり、子どもの人権を守ることは私たちの責務である。

私たちは、和歌山県の未来を託す子どもを虐待から守るために、一人ひとりが協力し合い、地域の力で子どもと家庭を支えることを目指し、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、及び県、県民、保護者等の責務を明らかにするとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「法」という。)第2条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (4) 通告 法第6条第1項の規定による通告をいう。
- (5) 通告機関 通告を受けた市町村、福祉事務所(県が設置するものに限る。以下同じ。)又は児童相談所をいう。
- (6) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者をいう。

(基本理念)

第3条 虐待は、子どもに対する著しい人権の侵害であり、何人も、虐待を決して許してはならない。

2 子どもを虐待から守るに当たっては、子どもの利益を最大限に配慮しなければならない。

3 県民全体として、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて取り組まなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもを虐待か

ら守ることに関する施策(以下「虐待防止策」という。)を策定し、及びこれを実施するとともに、必要な体制を整備しなければならない。

2 県は、虐待防止策を実施するに当たっては、市町村及び関係機関等と連携し、並びに県民及び虐待の防止に取り組む地域の団体の協力を得るものとする。

3 県は、市町村が実施する子どもを虐待から守ることに関する施策(以下「市町村の施策」という。)及び関係機関等が行う子どもを虐待から守ることに関する取組(以下「関係機関等の取組」という。)を支援するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する理解を深めるとともに、虐待防止策、市町村の施策及び関係機関等の取組に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについての第一義的責任を有することを認識し、子どもの心身の健全な発達に努めなければならない。

(市町村の責務)

第7条 市町村は、基本理念にのっとり、市町村の施策を実施するとともに、必要な体制を整備し、県及び関係機関等と連携するよう努めなければならない。

(関係機関等の責務)

第8条 関係機関等は、基本理念にのっとり、虐待防止策及び市町村の施策に協力するとともに、その専門的な知識及び経験を生かして関係機関等の取組を行うよう努めなければならない。

(基本計画)

第9条 知事は、虐待防止策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 子どもを虐待から守ることに関する目標及び虐待防止策についての基本的な方針

(2) 前号に掲げるもののほか、虐待防止策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、和歌山県子どもを虐待から守る審議会の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第10条 知事は、毎年、虐待防止策及び市町村の施策の実施状況について、報告書を作成し、公表しなければならない。

2 知事は、前項の報告書を作成するに当たっては、市町村及び関係機関等に対して必要な報告を求めるものとする。

(啓発活動)

第11条 県は、子どもを虐待から守ることに関する県民の理解を深めるために必要な広報その他啓発活動を行うものとする。

(第二章 予防)

第12条 県は、虐待を未然に防止するため、市町村及び関係機関等と連携して子育てに関する支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、虐待を未然に防止するため、市町村及び関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務について、専門的な知識及び技術の提供その他必要な支援を行うものとする。

(第三章 早期発見及び早期対応)

(早期発見のための環境づくり)

第13条 県は、市町村及び関係機関等と連携し、虐待が早期に発見されることができるよう、相談しやすく、かつ、通告しやすい環境づくりに努めなければならない。

(調査及び安全の確認)

第14条 通告機関は、通告を受けたときは、子ども及びその家庭に関わる情報を把握するため、速やかに調査を行うものとする。

2 関係機関等は、前項の調査に協力するよう努めるものとする。

3 福祉事務所及び児童相談所が行う法第8条第1項の安全の確認(以下「安全確認」という。)は、通告を受けてから48時間以内に行うものとする。

4 県は、市町村に対し、通告を受けてから48時間以内に安全確認を行うよう求めるものとする。

(安全の確保のための協力)

第15条 知事は、法第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問、法第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜索及び同条第2項の規定による調査若しくは質問又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護を行うに当たっては、市町村に対し、子どもの安全の確保のための協力を求めるものとする。

(情報の共有)

第16条 県は、市町村及び関係機関等と通告に係る子ども及びその家庭に関わる情報を共有するとともに、子どもの安全の確保を行うに当たっては、これを十分活用するものとする。

#### 第4章 指導及び援助

(虐待を受けた子ども及びその保護者への指導及び援助)

第17条 県は、市町村及び関係機関等と連携し、虐待を受けた子ども(虐待を受けたおそれのある子どもを含む。以下この条において同じ。)が、虐待から守られ、かつ、良好な家庭的環境で生活できるよう、虐待を受けた子ども及びその保護者に対し、身体的、心理的又は社会的な特性を十分考慮して指導及び援助を行うものとする。

(家庭復帰及び自立への指導及び援助)

第18条 県は、里親及び児童養護施設等と連携し、児童福祉法第27条第1項第3号及び第28条第1項の措置を採った子どもに対し、当該子どもの家庭復帰及び自立に向けた指導及び援助を行うものとする。

2 県は、前項の子どもの家庭復帰及び自立に当たっては、市町村及び関係機関等が実施する教育、居住その他の子どもの生活に関わる環境の整備が円滑になれるよう協力するものとする。

#### 第5章 人材等の育成

(人材等の育成)

第19条 県は、市町村及び関係機関等における人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の修得に関する研修等を実施するものとする。

2 県は、地域における子どもと家庭を支える活動を促進するため、市町村及び関係機関等と連携し、子育てに関する支援及び虐待の防止に取り組む地域の団体等の育成に努めるものとする。

(要保護児童対策地域協議会への支援)

第20条 県は、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会(児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。)の運営の充実を図るために、必要な技術的支援を行うものとする。

#### 第6章 和歌山県子どもを虐待から守る審議会

(設置等)

第21条 虐待防止策の推進に関する重要事項について調査審議するため、和歌山県子どもを虐待から守る審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例に定めるもののほか、虐待防止策の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。

3 審議会は、虐待防止策の推進に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の全員が新たに任命された後最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第25条 審議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(補則)

第26条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、平成20年8月1日から施行する。

## ○横浜市子供を虐待から守る条例

平成26年6月5日  
条例第30号

横浜市子供を虐待から守る条例をここに公布する。

## 横浜市子供を虐待から守る条例

子供は国の宝である。そして、子供は円満な家庭において慈しみと愛情を持って育てられる存在である。しかし、昨今の社会状況を鑑みると、児童虐待の認知件数は年々増加しており、児童虐待の加害者のほとんどは実の親という状況に、強い危機感を持つものである。

子育ての第一義的責任は家庭にあることはいうまでもないが、家庭の養育力が低下していることが懸念される中で、大人の都合が優先されるのではなく、子供にとって適切な環境が保障される視点が何よりも優先されるべきと考える。

横浜は、子供に優しい街を目指し、子供が虐待され、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりを構築するため、この条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、子供を虐待から守るための基本理念を定め、横浜市(以下「市」という。)、市民(市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。)、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子供 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「法」という。)第2条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、医療機関その他子供の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他子供の福祉に職務上関係のある者をいう。
- (5) 通告受理機関 横浜市児童相談所条例(昭和31年10月横浜市条例第42号)第1条に規定する児童相談所及び横浜市保健所及び福祉保健センター条例(平成13年9月横浜市条例第38号)第3条第1項に規定する福祉保健センターをいう。

## (基本理念)

第3条 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待が子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、子供が虐待から守るべき存在であることを認識するとともに、虐待への対応に当たっては、子供にとって最善の利益を考慮しなければならない。

2 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待がなく、全ての子供一人一人が尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組まなければならない。

## (市の責務)

第4条 市は、虐待を防止するために、市民及び関係機関等と連携し、子育て支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の9に規定する子育て支援事業をいう。以下同じ。)の充実及び着実な実施その他子供が安心して育つことができる環境の整備に努めなければならない。

2 市は、市民及び関係機関等と連携し、虐待の予防及び早期発見に努めなければならない。

3 市は、関係機関等が行う虐待の防止のための取組を積極的に支援しなければならない。

4 市は、虐待の予防及び早期発見その他の虐待の防止に関する専門的な知識及び技術を有する職員の育成を図り、通告受理機関に適正に配置しなければならない。

5 市は、関係機関等との連携を強化するため、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策

地域協議会(以下「地域協議会」という。)の円滑な運営の確保及び協議の活性化を図るものとする。

6 市は、心の健康の保持に支障が生じていることにより虐待を行うおそれがある保護者等を支援するため、診療科に精神科又は神経科を有する医療機関と連携し、精神保健に関して専門的知識を有する者による相談、精神保健に関して学識経験を有する医師の診療等を受けやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならない。

7 市は、子供を虐待から守るため、次の各号に掲げる事項に関する調査研究等を行うとともに、必要な広報その他の啓発活動及び教育に努めなければならない。

- (1) 親になるための準備
- (2) 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析
- (3) 虐待の予防及び早期発見のための方策
- (4) 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方
- (5) 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割  
(市民の責務)

5条 市民は、第3条の基本理念を理解し、虐待を防止するよう努めなければならない。

2 市民は、子育てに係る保護者の負担を理解し、地域において子供及び保護者を見守り、かつ、子供及び保護者への声かけ等を行うを通じて、子供及び保護者との関わりを深め、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。

3 市民は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に法第6条第1項の規定による通告(以下単に「通告」という。)をしなければならない。

4 市民は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力するよう努めなければならない。

## (保護者の責務)

6条 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、虐待を決して行ってはならず、子供のしつけに際して、その健やかな成長を阻害するような著しい身体的又は精神的な苦痛を与えてはならない。

2 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有するものとして、子供に愛情を持って接するとともに、虐待が子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを深く認識し、子供の自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。

3 保護者は、子供の心身の健康の保持、安全の確保等に当たっては、年齢に応じた配慮を怠ってはならず、特に乳児及び幼児(児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に掲げる乳児及び幼児をいう。)については、自ら心身の健康を保持し、又は安全を確保するための能がなく、又は著しく低いことを認識しなければならない。

4 保護者は、子育てに関し支援等が必要となった場合は、積極的に子育て支援事業を利用するとともに、地域活動に参加すること等により、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。

5 保護者は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力しなければならない。

6 保護者は、子育てに関して、市長、通告受理機関又は関係機関等による指導又は助言その他支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行わなければならぬ。

## (関係機関等の責務)

7条 関係機関等は、市が実施する子育て支援に係る施策その他虐待を防止するための施策に協力するよう努めなければならない。

2 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。

3 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告をしなければならない。

4 関係機関等は、虐待を防止するため、通告受理機関による調査等に協力するよう努めなければならない。

5 関係機関等は、保護者が関係機関等による子育て支援事業その他の子育て支援に係る制度等を利用したときその他多様な機会を通じ、虐待の防止に係る啓発等に努めなければならない。

(通告及び相談に係る対応等)

- 第8条 通告受理事務所は、通告があった場合は、速やかに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該子供との面会その他の当該子供の安全の確認を行うための措置を講じなければならない。虐待に係る相談があった場合及び他の市町村又は都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所から虐待に係る引継ぎを受けた場合も、同様とする。
- 2 市は、通告及び虐待に係る相談に常時対応することができる体制を整備するよう努めなければならない。
- 3 市は、通告又は虐待に係る相談をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるとともに、通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくりに努めなければならない。

(情報の共有等)

- 第9条 市及び関係機関等は、子供を虐待から守るために、それぞれが保有する虐待に関する情報を共有するとともに、地域協議会の活用その他相互の連携及び協力を図るための体制の整備を行わなければならない。
- 2 市長及び通告受理事務所の長は、虐待を受けた子供が転居(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第23条に規定する転居をいう。)又は転出(同法第24条に規定する転出をいう。)をした事実が判明した場合は、速やかに、当該転居先又は転出先の住所地を所管する通告受理事務所又は他の市町村若しくは都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所に連絡し、適切に当該虐待に係る引継ぎを行わなければならない。

(虐待を受けた子供に対する保護及び支援等)

- 第10条 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けた子供に対し、心身の健全な発達を促進するため、適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。
- 2 診療科に小児科等を有する医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等は、子供の状態を確認しやすい立場にあることを自覚し、適切な保護及び支援について市に協力しなければならない。
- 3 市長及び通告受理事務所の長(これらの補助機関である職員を含む。)は、法第8条第2項の規定による安全の確認若しくは一時保護(以下「安全の確認等」という。)、法第9条第1項の規定による立入り若しくは調査若しくは質問(以下「立入り調査等」という。)、法第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜索若しくは同条第2項の規定による調査若しくは質問(以下「臨検等」という。)に係る権限その他の法第8条から第9条の3までの規定による権限を行使することができるときは、関係機関等の協力を得て、速やかに、当該権限を行使しなければならない。
- 4 市長及び児童相談所長は、安全の確認等、立入り調査等又は臨検等の執行に際し、必要があると認めるときは、法第10条第1項の規定に基づき警察署長に対し援助要請を行うことができる。
- 5 市長及び児童相談所長は、児童福祉法第27条第1項第3号の措置を解除しようとするとき、若しくは同条第5項の規定により意見を述べようとするとき、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護を解除しようとするときは、親子の再統合への配慮その他の当該子供が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に、慎重に判断しなければならない。

(虐待を行った保護者への支援、指導等)

- 第11条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子供との良好な関係を再構築するための支援に努めなければならない。
- 2 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援を行うものとし、当該保護者は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

(妊娠中の女性及び胎児の健康保持等)

- 第12条 妊娠中の女性は、胎児が出生後心身ともに健全に成長していくため、母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるなど、自己及び胎児の健康の保持及び増進に努めなければならない。
- 2 妊娠中の女性の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び同居者は、当該妊娠中の女性の身体的及び精神的な負担を軽減し、当該妊娠中の女性が安心して生活することができるよう配慮しなければならない。

3 診療科に産婦人科又は産科を有する医療機関は、妊娠中の女性に対し、第4条第6項の規定により講じられた施策その他胎児が出生後心身ともに健全に成長していくために講じられた施策等の周知を図るよう努めなければならない。

(子供虐待防止の啓発)

第13条 子供を虐待から守り、市民に虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるため、毎年11月を児童虐待防止推進月間とし、毎月5日を子供虐待防止推進の日とする。

(財政上の措置)

第14条 市は、子供の虐待を防止するための施策を推進するに当たり、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告)

第15条 市長は、毎年、市会に通告の状況その他虐待の防止に係る取組の状況等を報告しなければならない。

附 則

この条例は、平成26年11月5日から施行する。

-2018. 06. 01作成-2018. 06. 01内容現在

例規の内容についてのお問い合わせ先：各担当局課  
担当が不明な場合及び例規の情報提供についてのお問い合わせ先：  
総務局総務部法制課TEL 045-671-2095 E-mail [housei@city.yokohama.jp](mailto:housei@city.yokohama.jp)  
(C) 2018 City of Yokohama. All rights reserved.